

「民事訴訟利用者調査」最終結果報告（要旨）

1 利用者が訴訟に求めているものは何か。

公正解決の追求（【図 1-1-1】、【図 1-1-2】）

権利の実現（主には経済的な利益の実現）以上に、公正な解決を求めている。また、白黒をはっきりさせることを期待するものも多い。この点は、原告被告を問わない。利用者にとって、訴訟は単に経済的な利益の実現の場ではなく、公正かつ明快な形で解決をもたらす、社会正義実現の場として位置づけられているものと考えられる。

原告にとっての最終手段性

原告にとっては、「他に手段がない」、「相手方が交渉を拒絶した」、「強制力へ期待する」旨の回答が多い。訴訟が紛争解決の最終手段として位置づけられていることがうかがえる。この点は、紛争発生から平均して2年以上の月日が経過してから訴えが提起されている事実、すなわち紛争が発生したからといってすぐに訴訟が提起されているわけではいといった点からも、その位置づけを伺い知ることができる。

2 訴訟制度に対する評価

それでは、そのような利用者の期待に裁判制度は応えているのであろうか。

（【図 1-4-12】）

今回の調査では、回答者中、「裁判制度に満足しているか」という質問に対し、「大いに思う（満足している）」あるいは「やや思う（満足している）」と答えたものは18.6%にすぎなかった。また、「現在の制度が国民にとって利用しやすいか」という質問に対して、「大いに思う（利用しやすい）」、「やや思う（利用しやすい）」と答えたものは、22.4%にとどまっていた。逆に、不満足、利用しにくいといった回答が半数を上回っていた。全体として、決して高い評価とはいえない。特に、超大地裁では「大いに満足」、「やや満足」の割合が、16.1%にまで落ちている点は十分な注意を要する点である。

（【表 3C-24】、【図 1-4-13】）

このような結果に対しては、不利な結果に終わったものが、負けたことの不満を表したにすぎないのではとの疑問もあるかもしれない。しかし、有利な結果を得たものの中にも制度に対する不満を抱いたものは相当数いるし、逆に、不利な結果に終わったものであっても制度自体には満足感を示したものもいた。統計分析の結果は、回答者の制度に対する評価は、訴訟経験によって左右される側面はあるものの、それは結果の有利不利には直接的には影響されていないことを示している。

【図 1-4-13】によれば、人々は、裁判制度を評価するにあたって、自らの経験にもとづく面があったが、それは、得られた結果が有利か不利かではなく、裁判官に対する満足度や弁護士に対する満足度、審理過程に対する評価、訴訟に要する費用、結果の常識的妥当性などの点に基づいていた。なかでも特に重要と思われるのは裁判官に対する評価であった。裁判官に対する評価は、裁判官自体への満足度が直接的に制度の満足度を左右する要素であった他に、審理過程の評価を通じて間接的に制度に対する満足度に影響を及ぼしていた。（【図 1-4-8】）

同様の評価構造は、裁判官評価や弁護士評価、審理過程の評価においても見られ、結果の良し悪しだけでなく、裁判官の中立性、弁護士の態度、審理の公正などといった要素も、それぞれの評価において重要な働きを示すことが示された（これらの点の概要は、調査結果の要約の「まとめ」を参照のこと）。また、審理過程の肯定的な評価は、不利な結果を得た当事者の結果評価の低下を防ぐ傾向にあるなどの興味深い知見も示された（【図 1-4-11】）。

3 調査結果のもつ意義

これらの調査結果は、訴訟制度に対する現状の評価の一端を明らかにしたという意味で、非常の重要な意義をもつものである。とくに制度自体に対する満足度の低さや利用しにくいとの評価は、率直に受け止めるべきであって、民事訴訟制度改革の必要性を強く示唆するものといえる。

しかし、むしろ注目すべきは、今回の調査において示された利用者の訴訟制度に対する評価構造の点であろう。今回の分析結果によれば、それは訴訟の勝敗とは一定程度独立の評価であることが示されている。このことは、負けた当事者にとっても一定程度の肯定的な評価を導く訴訟制度の構築が可能であることを意味するものであり、制度改革の意義と必要性を示したといえる。

今回の調査では、裁判官の中立性、弁護士の態度、審理の公正などが制度評価にあたって重要であることが示されたが、さらにその中立性や公正さを導く具体的な要素が何であるかに関しては、時間的・予算的制約からそれを明らかにするには至っていない。それらの点は残された課題といえる。今後、今回の調査の結果を踏まえ、さらに実証的な検討がなされることを強く期待する。

【追補】

なお、今回の調査では、先に少しふれた地裁規模別の分析のほかに、自然人・法人別、代理人の有無別の分析なども試みている。その結果、原告法人の訴訟制度に対する評価が他に比べ高い点や本人訴訟の場合には、裁判所職員の評価が訴訟制度評価に影響を及ぼしうる点など興味深い発見もあった。また、訴訟へのアクセスの問題についても詳しい分析を行っている。それらの点については、時間の都合上、ここでは割愛させていただいた。